

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成17年12月14日

**【中間会計期間】** 第63期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

**【会社名】** 飛島建設株式会社

**【英訳名】** TOBISHIMA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 池 原 年 昭

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区三番町2番地

**【電話番号】** 03(5214)8269

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 坂 田 俊 一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区三番町2番地

**【電話番号】** 03(5214)8269

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 坂 田 俊 一

**【縦覧に供する場所】** 飛島建設株式会社埼玉支店  
(さいたま市大宮区下町2丁目16番地1)

飛島建設株式会社千葉支店  
(千葉市中央区千葉港2番1号)

飛島建設株式会社横浜支店  
(横浜市中区山下町162番地1)

飛島建設株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区大井町6番14号)

飛島建設株式会社大阪支店  
(大阪市中央区島町2丁目2番21号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (百万円)	73,209	74,216	70,587	209,203	179,728
経常損益 (百万円)	2,909	624	159	3,498	4,721
中間(当期)純損益 (百万円)	3,293	3,454	9,109	4,179	6,725
純資産額 (百万円)	10,219	5,890	572	9,349	4,672
総資産額 (百万円)	222,749	164,655	139,447	184,328	167,338
1株当たり純資産額 (円)	181.07	218.70	170.63	188.69	204.35
1株当たり中間(当期)純損益 (円)	28.53	29.94	61.37	36.24	57.73
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	4.6	3.6	0.4	5.1	2.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,687	27	4,014	16,108	10,291
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,202	121	279	2,475	2,118
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,000	3,203	4,813	20,493	7,745
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	15,196	9,604	8,828	13,324	17,369
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	2,200 [274]	1,795 [225]	1,770 [205]	2,118 [257]	1,749 [220]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 従業員数は、就業人員数を表示している。

3 平成15年7月31日付で、普通株式2株を1株に、優先株式10株を1株に株式併合を行っている。なお、第61期中及び第61期の1株当たり中間(当期)純損失については、期首に併合が行われたものとして計算している。

4 1株当たり純資産額については、期末純資産から「期末発行済優先株式数×発行価額」及び「当期に係る利益処分による社外流出項目であって普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式のうち、親会社持分相当株式数」を除く)で除して計算している。

5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たりの純損失が計上されているため、記載していない。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (百万円)	69,742	73,902	70,249	196,780	179,026
経常損益 (百万円)	2,246	663	117	4,320	4,840
中間(当期)純損益 (百万円)	2,794	3,459	9,079	1,175	6,766
資本金 (百万円)	16,801	16,801	20,296	16,801	17,790
発行済株式総数 (千株)	234,362	234,362	297,992	234,362	248,296
純資産額 (百万円)	8,738	9,267	3,942	12,726	8,013
総資産額 (百万円)	200,821	157,290	132,261	176,725	159,622
1株当たり純資産額 (円)	190.67	186.34	150.21	156.82	175.94
1株当たり中間(当期)純損益 (円)	23.81	29.48	60.37	9.91	57.12
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)				2.99	
1株当たり中間(年間)配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	4.4	5.9	3.0	7.2	5.0
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	1,919 [222]	1,773 [224]	1,746 [202]	1,877 [225]	1,725 [219]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 従業員数は、就業人員数を表示している。

3 平成15年7月31日付で、普通株式2株を1株に、優先株式10株を1株に株式併合を行っている。なお、第61期中及び第61期の1株当たり中間(当期)純損益については、期首に併合が行われたものとして計算している。

4 1株当たり純資産額については、期末純資産から「期末発行済優先株式数×発行価額」及び「当期に係る利益処分による社外流出項目であって普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して計算している。

5 第61期中、第62期中、第63期中及び第62期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たりの純損失が計上されているため、記載していない。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成17年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	1,595 [ 202 ]
開発事業等	11 [ 3 ]
全社(共通)	164 [ - ]
合計	1,770 [ 205 ]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	1,746 [ 202 ]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業収益の改善がより鮮明となり、それに伴い、企業の設備投資も拡大を続けている。また、企業部門の改善により、雇用・賃金も改善傾向にあり、個人消費も堅調に推移している。

国内建設市場においては、経済状況を反映し、民間建設投資は堅調に推移しているが、公共投資は、災害復旧関連の補正予算が組まれたことにより下げ幅が一時的に縮小するものの、依然として減少基調が続いている。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の業績については、売上高は705億円（前中間連結会計期間比4.9%減）、経常損益は1億円の損失（前中間連結会計期間は6億円の利益）、中間純損益は、固定資産の減損に係る会計基準適用による減損損失の計上等により特別損失88億円を計上した結果、91億円の中間純損失（前中間連結会計期間は34億円の損失）となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### （建設事業）

建設事業の完成工事高は、土木部門の売上減少により699億円（前中間連結会計期間比4.6%減）となった。

営業利益については、土木部門の減収減益の影響により18億円（前中間連結会計期間比33.8%減）となった。

#### （開発事業等）

開発事業等において、現状、当社は積極的な新規投資は行っておらず、過去に仕入れた不動産の賃貸・売却を中心に事業を行っている。

このような状況下において、開発事業等売上高は6億円（前中間連結会計期間比32.4%減）、営業利益は1億円（前中間連結会計期間は76百万円の損失）となった。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きで金額で表示している。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当社は、受注至上主義と決別し、収益ならびにキャッシュ・フロー重視へ転換を図ってきており、結果的にここ数年は受注高・売上高減少に伴う資金収支の改善により、利益を大きく上回るキャッシュ・フローを創出してきた。一方、前連結会計年度の建設受注高は、収益重視の姿勢を堅持しつつ前年度対比でプラスに転じ、当中間連結会計期間の受注高も好調に推移している。縮小均衡に歯止めが掛かったことにより、今後のキャッシュ・フローは利益水準をベースに推移するものと考えている。

また、当社は下半期に完成工事が集中することにより、上半期は比較的に資金需要が多くなるという季節要因がある。

そのような状況下において、当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ85億円減少し、当中間連結会計期間末は88億円となった。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少等により40億円の資金減少（前中間連結会計期間：27百万円の資金減少）となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の回収等により2億円の資金増加（前中間連結会計期間：1億円の資金増加）となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の返済等により48億円の資金減少（前中間連結会計期間：32億円の資金減少）となった。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 受注実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (百万円)
建設事業	75,925	79,079( 4.2%増)
開発事業等		
合計	75,925	79,079( 4.2%増)

### (2) 売上実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (百万円)
建設事業	73,321	69,982( 4.6%減)
開発事業等	895	605(32.4%減)
合計	74,216	70,587( 4.9%減)

(注) 1 受注実績の開発事業等については、当社グループ各社の受注概念が異なるため記載していない。

2 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。

なお、参考のため当社個別の事業の状況は次のとおりである。

受注高、売上高、繰越高及び施工高

期別	種類別	期首繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高			期中施工高 (百万円)	
						手持高 (百万円)	うち施工高 (%、百万円)			
前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	建設事業	土木工事	117,436	31,545	148,982	38,461	110,520	6.3	6,964	40,553
		建築工事	69,891	44,390	114,281	34,628	79,652	11.1	8,875	39,562
		計	187,327	75,936	263,263	73,090	190,173	8.3	15,840	80,115
	開発事業等	0	1,672	1,672	812	860				
	合計	187,328	77,608	264,936	73,902	191,034				
当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	建設事業	土木工事	107,677	31,210	138,887	34,915	103,972	6.0	6,211	38,675
		建築工事	62,845	45,846	108,692	34,813	73,878	7.2	5,307	35,394
		計	170,523	77,057	247,580	69,728	177,851	6.5	11,518	74,069
	開発事業等	28	520	549	520	28				
	合計	170,551	77,577	248,129	70,249	177,879				
前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	建設事業	土木工事	117,436	77,968	195,405	87,727	107,677	2.3	2,451	85,306
		建築工事	69,891	81,847	151,738	88,893	62,845	7.5	4,726	89,677
		計	187,327	159,816	347,144	176,621	170,523	4.2	7,177	174,984
	開発事業等	0	2,433	2,434	2,405	28				
	合計	187,328	162,250	349,578	179,026	170,551				

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。したがって、期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期末繰越高の施工高は支出金により手持高の施工高を推定したものである。

3 期中施工高は(期中売上高 + 期末繰越高施工高 - 前期末繰越高施工高)に一致する。

## 受注工事高及び完成工事高について

当社は建設市場の状況を反映して工事の受注工事高及び完成工事高が平均化しておらず、最近3年間についても次のように変動している。

期別	受注工事高			完成工事高		
	1年通期(A) (百万円)	上半期(B) (百万円)	(B)/(A) (%)	1年通期(C) (百万円)	上半期(D) (百万円)	(D)/(C) (%)
第60期	176,913	76,646	43.3	200,563	100,966	50.3
第61期	154,039	72,764	47.2	194,218	69,189	35.6
第62期	159,816	75,936	47.5	176,621	73,090	41.4
第63期		77,057			69,728	

## 売上高

期別	区分		官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
	建設事業	土木工事 建築工事			
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		土木工事	32,074	6,386	38,461
		建築工事	9,217	25,411	34,628
		計	41,292	31,797	73,090
		開発事業等	1	810	812
	合計		41,293	32,608	73,902
当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		土木工事	28,781	6,133	34,915
		建築工事	4,817	29,995	34,813
		計	33,599	36,129	69,728
		開発事業等	1	518	520
	合計		33,600	36,648	70,249

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間	請負金額10億円以上の主なもの
日本道路公団	第二東名高速道路桃園トンネル工事
京都市	高速鉄道東西線建設工事(石田北工区)
独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	常新、面野井B L他
中部国際空港(株)	中部国際空港旅客ターミナルビル新築工事(その2)
地域振興整備公団	九州大学連携型起業家育成施設(システムL S I 総合開発センター (仮称))建築工事
当中間会計期間	請負金額10億円以上の主なもの
国土交通省	福岡201号新仲哀トンネル(上り線)新築工事
財団法人宮崎県環境整備 公社	宮崎県廃棄物総合処理センター(仮称)整備事業リサイクルプラザ建設 工事
奈良生駒高速鉄道(株)	東生駒トンネル建設工事(北工区)
(株)ゼファー	(仮称)レーベンハイム南古谷(B棟)新築工事
学校法人大東文化学園	大東文化大学東松山キャンパス新学部(スポーツ・健康科学部)校舎新 築工事

2 前中間会計期間及び当中間会計期間ともに売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

手持高(平成17年9月30日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
建設事業			
土木工事	84,160	19,812	103,972
建築工事	17,005	56,873	73,878
計	101,165	76,685	177,851
開発事業等		28	28
合計	101,165	76,714	177,879

(注) 手持工事のうち請負金額10億円以上の主なものは、次のとおりである。

シンガポール共和国政府	環状線第3期工事 8 5 1 A工区パートレー駅建設工事	平成19年12月完成予定
農林水産省	道前道後平野農業水利事業志河川ダム建設工事	平成20年3月完成予定
新潟県	佐渡一周線離島地方道改築(多田トンネル)工事	平成20年3月完成予定
(株)ワコール	(仮称)西日本新流通センター計画	平成18年2月完成予定
東京二十三区清掃一部事務組合	世田谷清掃工場建設工事	平成19年12月完成予定

### 3 【対処すべき課題】

当社は平成16年11月に、経営再建のステージから成長軌道に向けてギアチェンジを行うことを趣旨とした中期経営計画「Next Stage 2006」(平成17年3月期～平成19年3月期)を策定し、経営効率に優れたより質の高い企業を目指し全社をあげて取り組んでいる。本計画は、足元業績の着実な回復をベースに、土木事業、建築事業ともコスト競争力の強化を第一に捉えることで安定的な収益を確立しながら、新しい収益源として、ストック型社会に対応した競争優位の獲得を目指している。

土木事業については業界トップクラスの技術力・施工力に更に磨きを掛け、現場に密着した丁寧なもの作りに徹する。併せて、豊富な施工実績と技術者陣を基盤に、技術を駆使して世の中の困り事を解決し、社会資本の有効活用に貢献する。

#### 土木事業

■使う人の立場にたって、時代を超えて『社会に不可欠な企業』を目指す。

- ①業界トップクラスの土木総合力を堅持
- ②新たな成長を目指して～「防災のトビシマ」ブランドの構築

建築事業についてはお客さまを中心に、ライフサイクルに沿って「従来型の建築事業」、「提案型の維持再生事業」及び両事業間に派生する「従来の請負とは異なる新ニーズ型事業」を三本の柱とし、それぞれのシナジー追求により新たな成長を実現する。

#### 建築事業

■お客さま本位の『高度で特色あるサービスを提供する企業』を目指す。

- ①お客さまのケアを軸とした新築、リニューアル事業に主軸
- ②新たな成長を目指して～「Bespoke Office」提案型営業の展開

以上のような取組みを実施し、最終年度の総合的な経営目標としてROA(経常利益/期末総資産)=3.9%を目指す。

当期は計画の2年目にあたるが、本業の建設事業は、受注・売上・利益とも順調に推移している。

また、今中間期には、固定資産の減損に係る会計基準適用による減損損失を83億円計上したことにより、いわゆるバブル崩壊以降、関係各位のご協力をいただきながら、当社経営上の最重要課題として取り組んできた財務リストラは概ね終了した。今後は成長軌道へのギアチェンジをより鮮明に打ち出すべく、前向きな事業戦略の推進に経営の軸足を移していく。

こうした背景のもと「Next Stage 2006」の更なるステージアップを目指すために、平成17年11月22日開催の取締役会において、新たに350億円の無担保転換社債型新株予約権付社債を発行することを決議し、平成17年12月8日に発行した。本件エクイティファイナンスの実施により、以下の対応が可能になるものと考えている。

自己資本比率の向上による経営の安定性確保および事業競争力の強化

～早期に自己資本比率15%以上の達成を目指す。

将来の優先株式の対応(普通株式の希薄化の抑制)へ向けた資本政策の柔軟性の確保

～具体的な優先株式の対応策については、当社の財務状況・収益状況並びに市場環境等を十分考慮しながら検討していく。

なお、復配についても、着実な利益創出と繰越損失の解消を達成することで早期実現を目指す所存である。

### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

## 5 【研究開発活動】

### （建設事業）

当社においては、「防災のトピシマ」構築に向けた防災関連技術の開発を中心に、リニューアルへの取組、環境への配慮、品質の向上、コスト縮減に重点を置いて研究開発を推進している。

当中間連結会計期間における研究開発費は314百万円であった。また、当社の研究開発体制及び当中間連結会計期間の主な研究開発成果は以下の通りである。

土木部門においては、当社独自技術として既に確立された電食技術を応用して地中構造物を取り壊す「EW工法」、その応用技術として開発してきた電食式ロックボルト、地下水道保全対策技術のさらなる性能向上に取り組んできた。また、コンクリート断面補修を目的とした「TDRショット工法」の用途拡大技術、シールド掘進とセグメント組み立てを同時に行い、施工高速化を可能とする技術、その他、環境、リニューアル、コスト縮減、施工環境改善等の関連技術を中心に研究開発を行った。

建築部門においては、テコの原理を応用した制震構造技術「トグル制震構法」の一般評定取得作業として確認実験、マニュアル作成等を実施し、成果として一般評定を取得した。また、天然素材を利用することにより入居者の健康を第一に考えた、独自性、付加価値の高い商品を提供できる集合住宅構築技術の開発、建築工事のコストダウンへの貢献度の高い基礎設計技術として「杭頭半固定接合法」、「パイルド・ラフト基礎設計技術」の開発、さらに、リニューアル関連技術の開発に取り組んだ。

研究部門においては、光ファイバモニタリング・AEなどの非破壊調査による土木構造物のヘルスマニタリング、光学式地盤変位計、光学式3次元流向流速計、精密写真測量やCCDカメラを利用した画像処理システム、地震動評価技術といった地震災害・土砂災害の減災に関わるさまざまな調査・計測・試験・設計・評価・監視技術の研究開発を行うとともに、鉄道軌道面吸音パネル、産業副産物を利用した吸遮音パネル、環境に配慮したコンクリートといった都市環境保全技術、水辺の自然再生技術、CO<sub>2</sub>の地中固定化技術などの地球環境保全技術、コンクリート表面改質材、歴史的建造物の保護・活用といったリニューアル関連技術などの研究開発を行った。

### （開発事業等）

㈱E&CS（連結子会社）においては、現在、アルカリイオン水を事業化するための、研究開発活動を行っている。

当中間連結会計期間における研究開発費は2百万円であった。また、㈱E&CSの研究開発体制及び当中間連結会計期間の主な研究開発成果は以下のとおりである。

クーリングタワーのスケール付着度、並びにレジオネラ菌等に対する殺菌のデータ・装置等の研究を行っている。

また、高機能水の特徴である本来持つ性質・性能を最大限に生かし、且つ今後の営業展開・当社独自の特許等をも見据えた基礎研究である防錆・洗浄を中心に研究活動を実施した。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

(提出会社)

前連結会計年度末に計画中であった設備の拡充更新計画のうち、当中間連結会計期間に取得した主なものは、次のとおりである。

機械設備(工事中用機械他)	16百万円
---------------	-------

(国内子会社)

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	820,300,000
A種優先株式	4,300,000
B種優先株式	3,300,000
C種優先株式	109,100,000
計	937,000,000

(注) 定款において「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。」旨を定めている。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月14日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	181,303,285	同 左	東京証券取引所 市場第1部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
第一回A種優先株式	4,300,000	同 左	非上場・非登録	(注)1
第一回B種優先株式	3,300,000	同 左	非上場・非登録	(注)2
第一回C種優先株式	36,363,000	同 左	非上場・非登録	(注)3
第二回C種優先株式	36,363,000	同 左	非上場・非登録	(注)3
第三回C種優先株式	36,363,000	同 左	非上場・非登録	(注)3
計	297,992,285	同 左		

(注)

1. 第一回A種優先株式の内容は次のとおりである。(以下、「A種優先株式」という。)

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金の計算

A種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「A種優先配当金」という。)の額は、A種優先株式の発行価格(150円)にそれぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.5%の年率(以下「A種配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成14年7月31日（配当起算日）又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（日本円LIBOR 6ヶ月物）又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

#### 非累積条項

ある営業年度においてA種優先株主に対して支払う利益配当金の額が上記の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

A種優先株主に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

#### (2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、A種優先株主に対しA種優先株式1株につき150円を支払う。

A種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 消却

当社は、いつでもA種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

#### (4) 強制償還条項

当社は、平成17年10月1日以降いつでも、A種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。

償還価額は1株につき150円にA種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割り計算した額を加算した額とする。

#### (5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 新株引受権等

当社は、A種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

#### (7) 普通株式への転換

##### 転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成39年9月25日までとする。

##### 転換の条件

A種優先株式は、次の転換の条件で当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）に転換することができる。

##### (イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成19年10月1日における普通株式の時価とする。但し、当該価額が、35円（但し、下記(ハ)の調整を受ける。）を下回る場合は、35円とする。

上記「時価」とは、平成19年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。

##### (ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成20年10月1日以降平成38年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。但し、下記(ハ)の調整を受ける。）（以下、「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。

(八) 転換価額の調整

- a. A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整する。調整後転換価額は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & \text{既発行} & + & \\ & & & & & \text{株式数} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & & & \\ & & & & & \text{既発行株式数 + 新規発行株式数} & & \\ & & & & & \text{1株当たり時価} & & \end{array}$$

- ( ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合は、その株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式又は権利行使することができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合  
調整後転換価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又は全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。
- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 転換価額調整式で使用する 1 株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 a. ( ) 号但書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。なお、上記 45 取引日の間に当該転換価額の調整をもたらず事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、上記 a. に準じて調整される。
- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。
- e. 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。
- f. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(ホ) 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。）で除して得られる数の普通株式となる。この場合、当該平均値が下限転換価額を下回る場合には、A種優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じた場合には、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(8) 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求又は一斉転換がされたときに属する営業年度の始めにおいて転換があったものとみなして、これを支払う。

(9) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

2. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりである。（以下、「B種優先株式」という。）

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

B種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「B種優先配当金」という。）の額は、B種優先株式の発行価格（150円）にそれぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）+2.0%の年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成14年7月31日（配当起算日）又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（日本円LIBOR6ヶ月物）又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

累積条項

ある営業年度においてB種優先株主に対して支払う利益配当金の額が上記の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、「B種優先株式累積未払配当金」という。）については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主に支払う。

非参加条項

B種優先株主に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、B種優先株主に対しB種優先株式1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金相当額を支払う。

B種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当社は、いつでもB種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 強制償還条項

当社は、平成17年10月1日以降いつでも、B種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。

償還価額は1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金にB種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割り計算した額を加算した額とする。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

当社は、B種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成21年10月1日から平成41年9月25日までとする。

転換の条件

B種優先株式は、次の転換の条件で当社の普通株式(以下、「普通株式」という。)に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成21年10月1日における普通株式の時価とする。但し、当該価額が、35円(但し、下記(八)の調整を受ける。)を下回る場合は、35円とする。

上記「時価」とは、平成21年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成22年10月1日以降平成40年10月1日までの毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)における普通株式の時価が当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。但し、下記(八)の調整を受ける。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。

(ハ) 転換価額の調整

- a. B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により調整する。調整後転換価額は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。(なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。)

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{既発行} & + & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & & \text{1株当たり時価} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & \hline & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & & \end{array}$$

- ( ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合は、その株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

( ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式又は権利行使することができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又は全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。

- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 転換価額調整式で使用する 1 株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 a. ( ) 号但書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、上記 a. に準じて調整される。
- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。
- e. 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。
- f. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

B 種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{B 種優先株主が転換請求のために提出した B 種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(ホ) 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった B 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換日」という。）をもって、B 種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り上げる。）で除して得られる数の普通株式となる。この場合、当該平均値が下限転換価額を下回る場合には、B 種優先株式 1 株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じた場合には、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(8) 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

B 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求又は一斉転換がなされたときに属する営業年度の始めにおいて転換があったものとみなして、これを支払う。

(9) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

3. 第一回から第三回C種優先株式の内容は次のとおりである。(以下、「C種優先株式」という。)

(1) 第一回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下「第一回C種優先配当金」という。)の額は、第一回C種優先株式の1株当たりの発行価額(275円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「第一回C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第一回C種優先配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第一回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.25%

転換予約権

(イ)転換請求期間

平成19年10月1日から平成34年9月30日まで

(ロ)転換の条件

第一回C種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(b)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(a)当初転換価額

67円

(b)転換価額の修正

転換価額は、平成20年10月1日以降平成34年9月30日まで、毎年10月1日(以下、本項においてそれぞれ「各転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される。(修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)

ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額(ただし、下記(4)により調整される。)の80%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限転換価額」という。ただし、下記(4)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額(ただし、下記(4)により調整される。)を上回る場合には当初転換価額(ただし、下記(4)により調整される。)をもって修正後転換価額とする。

(2) 第二回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下「第二回C種優先配当金」という。)の額は、第二回C種優先株式の1株当たりの発行価額(275円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「第二回C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第二回C種優先配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第二回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.50%

転換予約権

(イ)転換請求期間

平成20年10月1日から平成35年9月30日まで

(ロ)転換の条件

第二回C種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(b)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(a)当初転換価額

67円

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成21年10月1日以降平成35年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4) で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4) に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額（ただし、下記(4) により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限転換価額」という。ただし、下記(4) により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額（ただし、下記(4) により調整される。）を上回る場合には当初転換価額（ただし、下記(4) により調整される。）をもって修正後転換価額とする。

(3) 第三回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金（以下「第三回C種優先配当金」という。）の額は、第三回C種優先株式の1株当たりの発行価額（275円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率（以下「第三回C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第三回C種優先配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第三回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%

転換予約権

(イ) 転換請求期間

平成21年10月1日から平成36年9月30日まで

(ロ) 転換の条件

第三回C種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(b)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

67円

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成22年10月1日以降平成36年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4) で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4) に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額（ただし、下記(4) により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限転換価額」という。ただし、下記(4) により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額（ただし、下記(4) により調整される。）を上回る場合には当初転換価額（ただし、下記(4) により調整される。）をもって修正後転換価額とする。

(4) 全てのC種優先株式に共通する事項

配当起算日 平成15年8月26日(火曜日)

非累積条項

ある営業年度において優先株式を有する株主(以下「優先株主」という)または優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という)に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、優先株式1株につき275円を支払う。優先株主または優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

買受けまたは消却

当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当する利益をもって当該買入価額により消却することができる。

議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

新株引受権等

C種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、優先株主に対しては、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

転換価額の調整

転換価額は、優先株式発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整され、その他一定の場合にも転換価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

普通株式へ転換後第1回目の配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求または下記に記載する一斉転換がなされたときに属する営業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

普通株式への一斉転換

転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉転換価額が各優先株式における下限転換価額を下回る場合には下限転換価額をもって、また、一斉転換価額が上限転換価額を上回る場合には上限転換価額をもって一斉転換価額とする。上限転換価額とは、当初転換価額に等しい金額（ただし、上記により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日	49,695,310	297,992,285	2,506	20,296	2,493	18,421

(注) 新株予約権の行使による増加である。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

氏名又は名称	住所	平成17年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
トピシマ共栄会	東京都千代田区三番町2番地	17,162	9.47
飛鳥建設株式会社自社株投資会	東京都千代田区三番町2番地	8,561	4.72
株式会社E&CS	東京都千代田区麹町2-12	7,825	4.32
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウツ イー アイエスジー (常任代理人 (株)東京三菱銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	6,699	3.70
株式会社みずほコーポレート	東京都中央区八重洲1-2-16	5,797	3.20
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E144QA ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	4,836	2.67
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	2,805	1.55
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	2,680	1.48
ユービーエス エイジー ロンドン アジア エクイティーズ (常任代理人 UBS証券会社)	1 FINSBURY AVENUE, LONDON EC2M 2PP (東京都千代田区大手町1-5-1)	2,467	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,021	1.11
計		60,857	33.57

A種優先株式

氏名又は名称	住所	平成17年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート	東京都中央区八重洲1-2-16	4,300	100.00

計		4,300	100.00
---	--	-------	--------

### B種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート	東京都中央区八重洲1-2-16	3,300	100.00
計		3,300	100.00

### C種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート	東京都中央区八重洲1-2-16	50,908	46.67
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6-10-1)	29,242	26.80
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	21,818	20.00
リーマン・ブラザーズアジア キャピタルカンパニー (常任代理人 リーマン・ブラザーズ証券会社)	26/F TWO INTERNATIONAL FINANCE CENTER 8 FINANCE STREET CENTRAL HONG KONG (東京都港区六本木6-10-1)	6,000	5.50
大和生命保険株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-7	1,121	1.03
計		109,089	100.00

(注) 1. 普通株式の大株主であるトピシマ共栄会は、平成17年9月6日をもって、主要株主ではなくなっております。

2. 平成17年10月7日付にて株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社より株券等の大量保有報告書にかかる変更報告書が提出されており、株式会社みずほコーポレートの普通株式及び優先株式は、合併により平成17年10月3日付で株式会社みずほコーポレート銀行が取得していることが開示されております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 116,689,000		「1(1) 発行済株式」の 「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,500		権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,048,000	360,096	同上
単元未満株式	普通株式 1,230,785		同上
発行済株式総数	297,992,285		
総株主の議決権		360,096	

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が56,500株(議決権113個)及び名義人以外から株券喪失登録のある株式が2,000株(議決権4個)含まれている。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数113個及び名義人以外から株券登録喪失のある株式に係る議決権の数4個が含まれている。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 飛島建設株式会社	東京都千代田区三番町 2番地	24,500		24,500	0.01
計		24,500		24,500	0.01

(注) この他株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が7,000株(議決権14個)ある。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めている。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	146	135	124	124	120	175
最低(円)	124	104	105	112	106	114

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はない。

「ご参考 執行役員について」

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの執行役員の異動は、次のとおりである。

(役職の異動)

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員副社長 営業本部長	執行役員副社長 営業本部長 トグル推進事業部担当	正木 浩太郎	平成17年7月1日
執行役員常務 管理本部長	執行役員常務 管理本部長 情報セキュリティ推進PT担当	宮山 好實	平成17年7月31日

(注) は取締役兼務者である。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

ただし、前中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

ただし、前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金預金	1	9,618		8,838		17,379	
受取手形・完成工事 未収入金等	2	65,853		62,694		74,277	
未成工事支出金等		14,387		11,932		8,363	
たな卸不動産	3	6,443		2,360		2,446	
繰延税金資産				2,222		2,325	
未収入金	4	19,300		21,514		24,412	
その他		3,591		3,078		2,492	
貸倒引当金		1,576		1,533		1,538	
流動資産合計		117,618	71.4	111,109	79.7	130,158	77.8
固定資産							
有形固定資産							
建物・構築物	5	10,024		9,015		9,539	
土地	6	15,133		7,600		14,796	
その他	7	5,551		615		670	
有形固定資産計		30,709		17,232		25,006	
無形固定資産		2,333		1,047		2,080	
投資その他の資産							
その他	8	28,299		16,938		17,085	
貸倒引当金		14,405		6,942		7,062	
投資その他の資産計		13,893		9,996		10,023	
固定資産合計		46,935	28.5	28,276	20.3	37,111	22.2
繰延資産							
		101	0.1	61	0.0	68	0.0
資産合計		164,655	100	139,447	100	167,338	100

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>流動負債</b>							
支払手形・工事未払金等		64,507		62,109		78,379	
短期借入金		24,431		15,748		13,848	
未成工事受入金等		11,965		9,905		7,891	
預り金		13,910		15,156		14,760	
引当金		376		492		491	
その他		1,563		1,563		1,621	
流動負債合計		116,755	70.9	104,975	75.3	116,992	69.9
<b>固定負債</b>							
長期借入金		36,311		28,432		35,103	
退職給付引当金		6,145		5,929		6,028	
その他		384		416		5,404	
固定負債合計		42,840	26.0	34,778	24.9	46,536	27.8
負債合計		159,595	96.9	139,753	100.2	163,528	97.7
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分	9	831	0.5	879	0.6	862	0.5
<b>(資本の部)</b>							
資本金		16,801	10.2	20,296	14.5	17,790	10.6
資本剰余金		14,945	9.1	18,431	13.2	15,937	9.5
利益剰余金		25,575	15.5	37,956	27.2	28,847	17.2
その他有価証券評価差額金		72	0.0	141	0.1	130	0.1
為替換算調整勘定		2	0.0	1	0.0	2	0.0
自己株式		349	0.2	337	0.2	335	0.2
資本合計		5,890	3.6	572	0.4	4,672	2.8
負債、少数株主持分 及び資本合計		164,655	100	139,447	100	167,338	100

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高							
完成工事高		73,321		69,982		177,167	
開発事業等売上高		895		605		2,560	
売上高計		74,216	100	70,587	100	179,728	100
売上原価							
完成工事原価		67,228		64,865		161,170	
開発事業等売上原価		912		455		2,556	
売上原価計		68,141	91.8	65,320	92.5	163,726	91.1
売上総利益							
完成工事総利益		6,093		5,117		15,997	
開発事業等総利益				149		4	
開発事業等総損失		17					
売上総利益計		6,075	8.2	5,266	7.5	16,001	8.9
販売費及び一般管理費	1	4,557	6.1	4,488	6.4	9,144	5.1
営業利益		1,518	2.1	778	1.1	6,857	3.8
営業外収益							
受取利息		28		26		70	
受取配当金		10		9		14	
為替差益		83				54	
連結調整勘定償却額		19					
その他		44		56		99	
営業外収益計		187	0.3	92	0.1	239	0.1
営業外費用							
支払利息		619		557		1,326	
退職給付会計基準 変更時差異償却額		299		299		598	
その他		162		173		449	
営業外費用計		1,081	1.5	1,029	1.4	2,374	1.3
経常利益		624	0.9			4,721	2.6
経常損失				159	0.2		



【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			14,945		15,937		14,945
資本剰余金増加高							
新株予約権の行使による増加高				2,493		982	
自己株式処分差益				2,493		9	991
資本剰余金中間期末 (期末)残高			14,945		18,431		15,937
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			22,123		28,847		22,123
利益剰余金増加高							
連結子会社増加に伴う増加高		32	32			32	32
利益剰余金減少高							
中間(当期)純損失		3,454		9,109		6,725	
連結子会社減少に伴う減少高		29	3,484	9,109		29	6,755
利益剰余金中間期末 (期末)残高			25,575		37,956		28,847

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純損失		3,226	8,873	8,636
減価償却費		622	540	1,191
減損損失			8,343	
貸倒引当金の増加・ 減少( )額		724	124	3,208
退職給付引当金の減少額		153	99	270
受取利息及び受取配当金		39	36	85
支払利息		619	557	1,326
為替差損・差益( )		0	4	5
投資有価証券売却益		5	46	2
投資有価証券評価損		30	3	31
じん肺損害賠償金		20		56
割増退職金等		114		120
絵画売却損				5,460
有形固定資産売却損		432	4	743
売上債権の減少額		10,341	11,912	6,594
未成工事支出金等の 減少・増加( )額		5,451	3,574	572
たな卸不動産の減少額		1,650	85	5,646
未収入金の減少額		8,066	2,870	2,802
長期保証金の減少額				1,782
未収消費税等の増加額		1,587		
その他資産の減少・ 増加( )額		1,525	1,068	465
仕入債務の増加・ 減少( )額		7,289	16,280	6,580
未成工事受入金等の 増加・減少( )額		1,091	2,014	2,982
預り金の増加・減少( )額		6,609	395	5,759
未払消費税等の増加・ 減少( )額		0	1	5
その他負債の増加・ 減少( )額		143	291	86
その他		284	40	708
小計		1,020	3,047	12,120
利息及び配当金の受取額		36	34	71
利息の支払額		591	537	1,325
じん肺損害賠償金支払額		38	106	94
割増退職金支払額		111		124
法人税等の支払額		343	357	357
営業活動による キャッシュ・フロー		27	4,014	10,291

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による 支出		32	64	81
有形固定資産の売却による 収入		215	89	501
無形固定資産の取得による 支出		94	40	105
投資有価証券の取得による 支出		0		2
投資有価証券の売却による 収入		693	89	1,613
絵画売却による収入				990
貸付による支出		1,123	4	4,176
貸付金の回収による収入		435	196	3,307
その他		27	13	71
投資活動による キャッシュ・フロー		121	279	2,118
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金純増加・ 減少( )額		2,050	1,896	9,529
長期借入による収入				2,346
長期借入金の返済による 支出		5,249	6,670	7,540
新株予約権付社債の発行 による収入				6,987
その他		3	39	8
財務活動による キャッシュ・フロー		3,203	4,813	7,745
現金及び現金同等物に係る 換算差額		15	8	7
現金及び現金同等物 の増加・減少( )額		3,093	8,540	4,671
現金及び現金同等物期首残高		13,324	17,369	13,324
新規連結に伴う現金及び現金 同等物の増加額		103		103
連結除外に伴う現金及び現金 同等物の減少額		730		730
現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高		9,604	8,828	17,369

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社数 4社 連結子会社名 (株)E &amp; C S (株)オフィスネットワーク (株)新日本総合設計 TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.</p> <p>なお、(株)オフィスネットワーク及び(株)新日本総合設計については、重要性が増加したことから当中間連結会計期間より連結子会社に含めることとした。</p> <p>従来、連結子会社であった飛鳥道路(株)は、平成16年4月1日付で(株)ガイアートクマガイと合併した。合併会社である(株)ガイアートT・Kに対する当社の株式持分比率は、8.36%となるので、連結子会社から除外している。</p> <p>主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>連結子会社数 4社 連結子会社名 (株)E &amp; C S (株)オフィスネットワーク (株)新日本総合設計 TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.</p> <p>主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC. 同左</p>	<p>連結子会社数 4社 連結子会社名 (株)E &amp; C S (株)オフィスネットワーク (株)新日本総合設計 TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.</p> <p>なお、(株)オフィスネットワーク及び(株)新日本総合設計については、重要性が増加したことから当連結会計年度より連結子会社に含めることとした。</p> <p>従来、連結子会社であった飛鳥道路(株)は、平成16年4月1日付で(株)ガイアートクマガイと合併した。合併会社である(株)ガイアートT・Kに対する当社の株式持分比率は、8.36%となるので、連結子会社から除外している。</p> <p>主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用会社数</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、それぞれ中間純損失及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>	<p>持分法適用会社数</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、それぞれ中間純損失及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>	<p>持分法適用会社数</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、それぞれ当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
3 連結子会社の中間 決算日(決算日) 等に関する事項	<p>連結子会社 TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.の中間決算日は6月30日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては同中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。ただし、7月1日から9月30日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行うこととしている。</p> <p>連結子会社である(株)オフィスネットワーク及び(株)新日本総合設計の中間決算日は2月28日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日9月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。</p> <p>上記以外の連結子会社の中間決算日は、中間連結財務諸表提出会社と同一である。</p>	<p>連結子会社 TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.の中間決算日は6月30日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては同中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。ただし、7月1日から9月30日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行うこととしている。</p> <p>上記以外の連結子会社の中間決算日は、中間連結財務諸表提出会社と同一である。</p>	<p>連結子会社 TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成に当たっては同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしている。</p> <p>連結子会社である(株)オフィスネットワーク及び(株)新日本総合設計の決算日は8月31日であったが、当連結会計年度から連結決算日の3月31日に変更している。連結財務諸表の作成に当たっては、当連結会計年度より連結子会社に含めているので、平成16年4月1日から平成17年3月31日までを連結会計年度とみなして実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。</p> <p>上記以外の連結子会社の事業年度は、連結財務諸表提出会社と同一である。</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          中間決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)          時価のないもの          移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産          たな卸不動産          (販売用不動産)          個別法による原価法          たな卸不動産          (開発事業等支出金)          個別法による原価法</p>	<p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          同左</p> <p>時価のないもの          同左</p> <p>たな卸資産          たな卸不動産          (販売用不動産)          同左          たな卸不動産          (開発事業等支出金)          同左</p>	<p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          決算期末日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)          時価のないもの          同左</p> <p>たな卸資産          たな卸不動産          (販売用不動産)          同左          たな卸不動産          (開発事業等支出金)          同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>未成工事支出金等 (未成工事支出金) 個別法による原価法</p> <p>未成工事支出金等 (材料貯蔵品) 移動平均法による原 価法</p>	<p>未成工事支出金等 (未成工事支出金) 同左</p> <p>未成工事支出金等 (材料貯蔵品) 同左</p>	<p>未成工事支出金等 (未成工事支出金) 同左</p> <p>未成工事支出金等 (材料貯蔵品) 同左</p>
(2) 重要な減価償却 資産の減価償却 の方法	<p>有形固定資産 主として定率法(ただ し、平成10年4月1日以 降に取得した建物(附属 設備を除く)は定額法)を 採用しているが、一部の 国内連結子会社及び在外 連結子会社は定額法を採 用している。</p> <p>なお、当社及び国内連 結子会社の耐用年数及び 残存価額については、法 人税法に規定する方法と 同一の基準によってい る。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用してい る。</p> <p>なお、耐用年数につい ては、法人税法に規定す る方法と同一の基準によ っている。</p> <p>また、自社利用のソフ トウェアについては、社 内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法を 採用している。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の 貸倒れによる損失に備え るため、一般債権につい ては貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収 可能性を勘案し、回収不 可能見込額を計上してい る。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当中間連結会計期間末に至る1年間の完成工事高について、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。</p>	<p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>	<p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上している。</p>
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた方法によっている。	同左	同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(5) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>長期請負工事の収益計上基準</p> <p>当社は、工期が12ヶ月を超え、且つ請負契約高が3億円以上の工事について、工事進行基準を適用しており、在外連結子会社は、全ての工事について工事進行基準を適用している。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は52,978百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等は、3年間で均等償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>長期請負工事の収益計上基準</p> <p>同左</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は50,430百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等は、3年間で均等償却している。 社債発行費は、3年間で均等償却している。 なお、当中間連結会計期間において転換社債型新株予約権付社債の権利行使による株式への転換が全て行われたため、全額償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>長期請負工事の収益計上基準</p> <p>同左</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は112,262百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等は、3年間で均等償却している。 社債発行費は、3年間で均等償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより税金等調整前中間純損失は8,343百万円増加している。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1 「建物・構築物」は総資産額の100分の5を超えたため、区分掲記した。なお、前中間連結会計期間は、有形固定資産の「その他」に7,928百万円含めて表示している。</p> <p>2 「長期貸付金」(当中間連結会計期間5,392百万円)は、総資産額の100分の5以下となったため、当中間連結会計期間は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 「長期未収入金」(当中間連結会計期間6,879百万円)は、総資産額の100分の5以下となったため、当中間連結会計期間は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1 「連結調整勘定償却額」は営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記した。なお、前中間連結会計期間は営業外収益の「その他」に1百万円含めて表示している。</p> <p>2 「固定資産売却益」は特別利益の100分の10を超えたため、区分掲記した。なお、前中間連結会計期間は特別利益の「その他」に2百万円含めて表示している。</p> <p>3 「投資有価証券売却益」は特別利益の100分の10を超えたため、区分掲記した。なお、前中間連結会計期間は特別利益の「その他」に1百万円含めて表示している。</p> <p>4 「固定資産除却損」(当中間連結会計期間210百万円)は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間は特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>5 「投資有価証券売却損」(当中間連結会計期間0百万円)は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間は特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>6 「投資有価証券評価損」(当中間連結会計期間30百万円)は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間は特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>7 「ゴルフ会員権評価損」(当中間連結会計期間6百万円)は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間は特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>「たな卸不動産評価損」(当中間連結会計期間84百万円)は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間は特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「預り金の減少額」は金額の重要性が増したため、区分掲記した。なお、前中間連結会計期間は営業活動によるキャッシュ・フローの「その他負債の増加・減少額」に66百万円含めて表示している。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
1 5、7 有形固定資産減価償却累計額 12,158百万円	1 5、7 有形固定資産減価償却累計額 11,102百万円	1 5、7 有形固定資産減価償却累計額 11,046百万円
2 (イ) 下記の資産は、長期借入金4,100百万円及び短期借入金19,620百万円の担保に供している。	2 (イ) 下記の資産は、長期借入金5,046百万円及び短期借入金11,193百万円の担保に供している。	2 (イ) 下記の資産は、長期借入金5,146百万円及び短期借入金9,336百万円の担保に供している。
1 現金預金(別段預金) 5,236百万円 2 受取手形 5,963 3 たな卸不動産 4,884 5 建物・構築物 3,329 6 土地 9,951 7 有形固定資産の「その他」 4,718 8 投資その他の資産の「その他」 4,046 (投資有価証券他) 計 38,130	1 現金預金(別段預金) 2,836百万円 2 受取手形 7,363 3 たな卸不動産 1,980 5 建物・構築物 2,704 6 土地 5,434 8 投資その他の資産の「その他」 2,022 (投資有価証券他) 計 22,341	1 現金預金(別段預金) 1,564百万円 2 受取手形 8,634 3 たな卸不動産 2,065 4 未収入金 38 5 建物・構築物 3,087 6 土地 9,728 8 投資その他の資産の「その他」 2,172 (投資有価証券他) 計 27,290
上記の資産のうち土地1,131百万円については、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用としても併せて差入れている。	上記の資産のうち土地1,131百万円については、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用としても併せて差入れている。	上記の資産のうち土地1,131百万円については、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用としても併せて差入れている。
(ロ) 下記の資産は、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用として差入れている。	(ロ) 下記の資産は、ファクタリング契約等に対する保証金又はその代用として差入れている。	(ロ) 下記の資産は、ファクタリング契約等に対する保証金又はその代用として差入れている。
8 投資その他の資産の「その他」 597百万円 (投資有価証券)	8 投資その他の資産の「その他」 278百万円 (投資有価証券)	8 投資その他の資産の「その他」 272百万円 (投資有価証券)
3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。	3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。	3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。
(株)タカラレーベン(手付金) 832百万円 (株)アーバンコーポレイション(手付金) 277 従業員(住宅ローン) 167 その他3件 62 合計 1,340	従業員(住宅ローン) 136百万円 (株)パートナーズアンドアソシエイツ(手付金) 37 (株)タカラレーベン(手付金) 23 合計 196	(株)タカラレーベン(手付金) 1,039百万円 従業員(住宅ローン) 152 その他4件 110 合計 1,302
4 受取手形裏書譲渡高 22百万円	4 受取手形裏書譲渡高 152百万円	4 受取手形裏書譲渡高 16百万円

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>5 3、5、6 所有目的の変更により、従来たな卸不動産に計上していた当社の支店社屋791百万円を、有形固定資産の建物・構築物305百万円、土地486百万円へ振替えている。</p>	<p>5 3、5、6 所有目的の変更により、従来たな卸不動産に計上していた当社の支店社屋791百万円を、有形固定資産の建物・構築物305百万円、土地486百万円へ振替えている。</p>	<p>5 3、5、6 所有目的の変更により、従来たな卸不動産に計上していた当社の支店社屋791百万円を、有形固定資産の建物・構築物305百万円、土地486百万円へ振替えている。</p>
<p>6 9 連結子会社が保有する自己株式のうち少数株主持分相当額1,010百万円については、少数株主持分から控除している。</p>	<p>6 9 連結子会社が保有する自己株式のうち少数株主持分相当額1,010百万円については、少数株主持分から控除している。</p>	<p>6 9 連結子会社が保有する自己株式のうち少数株主持分相当額1,010百万円については、少数株主持分から控除している。</p>
<p>7 当企業集団の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について          当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。          平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。          当社の保証債務は、上記のとおり4,543百万円を限度とするものであり、この保証債務は履行等によりすでに消滅しているため、蛇の目ミシン工業(株)の当社に対する請求は理由がないものと確信している。          今後は、訴訟の中で当社の正当性が証明されるものと考えており、当社の損益に与える影響はないものと思われる。          なお、判決期日は平成16年12月20日の予定である。</p>	<p>7 当企業集団の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について          当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。          平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。          平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。          平成17年5月25日に口頭弁論を終結したものの、裁判所の強い勧告により同年7月11日に和解期日が開かれ判決期日が延期された。          和解手続は、蛇の目ミシン工業(株)が698百万円、当社が350百万円の和解額を提示し、現在、交渉中である。</p>	<p>7 当企業集団の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について          当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。          平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。          平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。          当社の保証債務は、上記のとおり4,543百万円を限度とするものであり、この保証債務は履行等によりすでに消滅しているため、平成16年12月20日の東京地方裁判所の判決のとおり、蛇の目ミシン工業(株)の当社に対する請求は理由がないものと確信している。          今後も、訴訟の中で当社の正当性が証明されるものと考えており、当社の損益に与える影響はないものと思われる。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)												
<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 1,883百万円</p> <p>2 2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。 機械装置 4百万円 その他 1 計 5</p> <p>3 3 固定資産売却損の内訳は、次のとおりである。 建物 205百万円 土地 176 機械装置 34 構築物 19 その他 2 計 438</p> <p>4 当社グループの完成工事高は、通常の営業の形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。</p> <p>5</p>	<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 1,849百万円</p> <p>2 2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。 機械装置 0百万円</p> <p>3 3 固定資産売却損の内訳は、次のとおりである。 土地 3百万円 機械装置 1 計 4</p> <p>4 同左</p> <p>5 4 減損損失 当社グループは、当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>土地等</td> <td>東京都他</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地等</td> <td>山梨県他</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。</p>	用途	種類	場所	件数	賃貸用資産	土地等	東京都他	6件	遊休資産	土地等	山梨県他	3件	<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 3,785百万円</p> <p>2 2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。 土地 25百万円 その他 12 計 37</p> <p>3 3 固定資産売却損の内訳は、次のとおりである。 建物 337百万円 土地 309 機械装置 108 その他 26 計 781</p> <p>4</p> <p>5</p>
用途	種類	場所	件数											
賃貸用資産	土地等	東京都他	6件											
遊休資産	土地等	山梨県他	3件											

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>賃貸用資産及び遊休資産の地価の下落等により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,343百万円)として特別損失に含めて計上した。その内訳は、賃貸用資産7,332百万円(建物225百万円、土地6,281百万円、無形固定資産825百万円)、遊休資産1,010百万円(建物100百万円、土地910百万円)である。</p> <p>なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を差引いて算定している。</p>	

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年 9月30日)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 9月30日)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 3月31日)
現金預金勘定 9,618百万円	現金預金勘定 8,838百万円	現金預金勘定 17,379百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 14	預入期間が3か月を超える定期預金 10	預入期間が3か月を超える定期預金 10
<hr/> 現金及び現金同等物 9,604	<hr/> 現金及び現金同等物 8,828	<hr/> 現金及び現金同等物 17,369
		2 重要な非資金取引の内容 新株予約権の行使による増加額及び減少額は次のとおりである。
		資本金の増加額 989百万円
		資本準備金の増加額 982
		その他資本剰余金の増加額 9
		自己株式の減少額 18
		<hr/> 新株予約権付社債の減少額 2,000
		3 連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 飛鳥道路株 (平成16年 4月 1日現在)
		流動資産 5,096百万円
		固定資産 913
		<hr/> 資産合計 6,010
		流動負債 4,338
		固定負債 138
		<hr/> 負債合計 4,476
		4 新規に連結した会社の資産及び負債の主な内訳 (連結相殺消去後) (株)オフィスネットワーク・(株)新日本総合設計 (平成16年 4月 1日現在)
		流動資産 103百万円
		固定資産 4,434
		<hr/> 資産合計 4,538
		流動負債 222
		固定負債 4,263
		<hr/> 負債合計 4,485

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																																				
<p>1 借手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="116 517 488 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>138</td> <td>71</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>164</td> <td>89</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="161 875 480 981"> <tr> <td>1年内</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法による。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="161 1301 480 1364"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。</p> <p>2 貸手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="161 1787 480 1883"> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	138	71	67	工具器具・備品	25	18	7	合計	164	89	75	1年内	35百万円	1年超	39	合計	75	支払リース料	20百万円	減価償却費相当額	20	1年内	0百万円	1年超		合計	0	<p>1 借手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="539 517 911 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>151</td> <td>92</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>33</td> <td>13</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>184</td> <td>105</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="584 875 903 981"> <tr> <td>1年内</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>79</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="584 1301 903 1364"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>22</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 貸手側</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	151	92	59	工具器具・備品	33	13	19	合計	184	105	79	1年内	35百万円	1年超	43	合計	79	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	22	<p>1 借手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="959 517 1331 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>140</td> <td>75</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>29</td> <td>21</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>170</td> <td>97</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1003 875 1323 981"> <tr> <td>1年内</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法による。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="1003 1301 1323 1364"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>38</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 貸手側</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	140	75	64	工具器具・備品	29	21	8	合計	170	97	72	1年内	34百万円	1年超	38	合計	72	支払リース料	38百万円	減価償却費相当額	38
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
車両運搬具	138	71	67																																																																																			
工具器具・備品	25	18	7																																																																																			
合計	164	89	75																																																																																			
1年内	35百万円																																																																																					
1年超	39																																																																																					
合計	75																																																																																					
支払リース料	20百万円																																																																																					
減価償却費相当額	20																																																																																					
1年内	0百万円																																																																																					
1年超																																																																																						
合計	0																																																																																					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
車両運搬具	151	92	59																																																																																			
工具器具・備品	33	13	19																																																																																			
合計	184	105	79																																																																																			
1年内	35百万円																																																																																					
1年超	43																																																																																					
合計	79																																																																																					
支払リース料	22百万円																																																																																					
減価償却費相当額	22																																																																																					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
車両運搬具	140	75	64																																																																																			
工具器具・備品	29	21	8																																																																																			
合計	170	97	72																																																																																			
1年内	34百万円																																																																																					
1年超	38																																																																																					
合計	72																																																																																					
支払リース料	38百万円																																																																																					
減価償却費相当額	38																																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>すべて転貸リース取引に係るものである。なお、借手側の残高は同一であり、上記の借手側の注記 未経過リース料中間期末残高相当額に含まれている。</p>	<p>(減損損失について)            リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>	

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	530	602	72
(2) 債券			
国債・地方債等	921	921	0
社債			
その他			
(3) その他			
合計	1,451	1,524	72

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

    非上場株式(店頭売買株式を除く) 3,464百万円

(2) 非連結子会社株式 0百万円

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	471	638	167
(2) 債券			
国債・地方債等	59	59	0
社債			
その他			
(3) その他			
合計	531	698	167

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

    非上場株式 3,423百万円

(2) 非連結子会社株式 0百万円

前連結会計年度末(平成17年3月31日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	510	658	147
(2) 債券			
国債・地方債等	59	59	0
社債			
その他			
(3) その他			
合計	569	718	148

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日)

(1) その他有価証券

    非上場株式 3,425百万円

(2) 非連結子会社株式 0百万円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
当社グループは、デリバティブ取引を行っていないので、該当事項なし。	同左	同左

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	73,321	895	74,216		74,216
(2) セグメント間の内部 売上高		23	23	(23)	
計	73,321	918	74,240	(23)	74,216
営業費用	70,515	995	71,510	1,188	72,698
営業損益	2,806	76	2,729	(1,211)	1,518

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,211百万円である。その主なものは、提出会社本社の事業管理部、財務部及び経理部等に係る費用である。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	69,982	605	70,587		70,587
(2) セグメント間の内部 売上高		51	51	(51)	
計	69,982	656	70,638	(51)	70,587
営業費用	68,123	546	68,670	1,139	69,809
営業利益	1,858	109	1,968	(1,190)	778

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,190百万円である。その主なものは、提出会社本社の管理部、財務部及び経理部等に係る費用である。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	177,167	2,560	179,728		179,728
(2) セグメント間の 内部売上高		74	74	(74)	
計	177,167	2,635	179,803	(74)	179,728
営業費用	167,822	2,747	170,569	2,301	172,871
営業損益	9,345	111	9,233	(2,376)	6,857

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,376百万円である。その主なものは、提出会社本社の事業管理部、財務部及び経理部等に係る費用である。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)及び

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、中間連結財務諸表規則様式第二号(記載上の注意10)に基づき、所在地別セグメントの情報の記載を省略した。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計金額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、連結財務諸表規則様式第二号(記載上の注意11)に基づき、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

#### 【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)及び

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、中間連結財務諸表規則様式第三号(記載上の注意5)に基づき、海外売上高の記載を省略した。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、連結財務諸表規則様式第三号(記載上の注意5)に基づき、海外売上高の記載を省略した。

( 1 株当たり情報 )

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額 218.70円	1株当たり純資産額 170.63円	1株当たり純資産額 204.35円
1株当たり中間純損失 29.94円	1株当たり中間純損失 61.37円	1株当たり当期純損失 57.73円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
中間(当期)純損失(百万円)	3,454	9,109	6,725
普通株主に帰属しない金額(百万円)	5	5	10
(うち第一回B種優先株式に係る利益処分による優先配当額(要支給額)(百万円))	5	5	10
普通株式に係る中間(当期)純損失(百万円)	3,460	9,114	6,736
普通株式の期中平均株式数(千株)	115,562	148,534	116,688
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式4,300千株、B種優先株式3,300千株及びC種優先株式109,089千株。これらの詳細は、「株式等の状況」に記載のとおり。	同左	同左

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>当社は、平成16年11月15日開催の取締役会において、㈱熊谷組との「包括的業務提携協定書」の合意解約に関する覚書に調印することを決議し、同日調印した。</p>	<p>当社は、平成17年11月22日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。その概要は次のとおりである。</p> <p>(1)発行総額 35,000百万円</p> <p>(2)発行価額 額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。</p> <p>(3)利率(%) 本社債には利息を付さない。</p> <p>(4)払込期日 平成17年12月8日</p> <p>(5)償還の方法及び期限 本社債は、平成19年12月7日にその総額を償還する。</p> <p>当社は、平成19年11月7日までに当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本社債権者に対し10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	残存本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上	

償還することができる。

本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。本社債権者は、当該権利を行使するために、当該償還期日の10銀行営業日前までに、所定の償還請求書に償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、当該本新株予約権付社債券を添えて下記記載の償還金支払場所に預託しなければならない。

償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）  
飛鳥建設株式会社管理本部管理部

(6)本新株予約権の内容

本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計350個の本新株予約権を発行する。

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記2.記載の転換価額（ただし、下記またはによって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	本新株予約権の行使請求期間 本社債権者は、平成17年12月9日から平成19年12月6日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求することができる。 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額	

1. 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初203円とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由  
 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成17年11月15日から平成17年11月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とした。

転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第 2 及び第 4 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日（当日を含む。）までの 5 連続取引日（本項において「取引日」は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額（平均値は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間に、下記 で定める転換価額

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が平成17年12月8日に先立つ 5 連続取引日の毎日のVWAPの平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記</p>	

による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が平成17年12月8日に先立つ5連続取引日の毎日のVWAPの平均値の200%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\begin{aligned} \text{調整後転換価額} = & \\ & \text{調整前転換価額} \times \\ & \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{aligned}$$

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。</p> <p>(7)担保 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p>	

(8)担保提供制限等

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(9)資金の用途

発行済優先株式の普通株式への

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>転換による株式希薄化を抑制するための原資及び事業資金に充当する予定である。</p> <p>(10)募集の方法 第三者割当の方法により、UBS AG London Branchに全額を割当てる。</p>	<p>1 平成17年 5月20日付で新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）500百万円の転換権の行使があり、同日付で、発行済株式総数が4,288千株増加するとともに、資本金が253百万円増加、資本剰余金（資本準備金）が246百万円増加している。</p> <p>2 平成17年 6月15日付で新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）1,000百万</p>

		円の転換権の行使があり、同日付で、発行済株式総数が10,214千株増加するとともに、資本金が500百万円増加、資本剰余金（資本準備金）が499百万円増加している。
--	--	---

(2) 【その他】

特記すべき事項なし。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金預金	1	9,295		8,667		17,095	
受取手形	2	7,037		7,641		9,119	
完成工事未収入金		59,275		55,255		65,033	
販売用不動産	3	6,443		2,360		2,446	
未成工事支出金		14,140		11,697		8,107	
未収入金	4	19,634		21,903		24,781	
その他	5	7,344		8,796		8,416	
貸倒引当金		1,569		1,532		1,537	
流動資産合計		121,601	77.3	114,788	86.8	133,463	83.6
固定資産							
有形固定資産							
土地	6	12,157				11,821	
その他	7	9,326		8,318		4,118	
有形固定資産計		21,483		8,318		15,940	
無形固定資産		2,289		1,010		2,042	
投資その他の資産							
その他	8	24,000		12,908		13,054	
貸倒引当金		12,186		4,826		4,946	
投資その他の資産計		11,813		8,082		8,108	
固定資産合計		35,587	22.6	17,411	13.2	26,090	16.3
繰延資産		101	0.1	61	0.0	68	0.1
資産合計		157,290	100	132,261	100	159,622	100

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>流動負債</b>							
支払手形		15,427		15,926		18,021	
工事未払金		41,957		38,794		52,561	
短期借入金		24,231		15,548		13,648	
未成工事受入金		11,965		9,902		7,874	
預り金		13,840		15,041		14,689	
引当金		376		492		491	
その他		1,526		1,537		1,588	
流動負債合計		109,325	69.5	97,243	73.5	108,875	68.2
<b>固定負債</b>							
長期借入金		32,148		24,732		31,303	
退職給付引当金		6,140		5,925		6,024	
その他		408		417		5,405	
固定負債合計		38,697	24.6	31,075	23.5	42,732	26.8
負債合計		148,022	94.1	128,318	97.0	151,608	95.0
<b>(資本の部)</b>							
資本金		16,801	10.7	20,296	15.4	17,790	11.1
<b>資本剰余金</b>							
1 資本準備金		14,945		18,421		15,927	
2 その他資本剰余金				9		9	
資本剰余金合計		14,945	9.5	18,431	13.9	15,937	10.0
<b>利益剰余金</b>							
中間(当期)未処理損失		22,536		34,923		25,843	
利益剰余金合計		22,536	14.3	34,923	26.4	25,843	16.2
その他有価証券評価差額金		72	0.0	141	0.1	130	0.1
自己株式		14	0.0	2	0.0	0	0.0
資本合計		9,267	5.9	3,942	3.0	8,013	5.0
負債資本合計		157,290	100	132,261	100	159,622	100

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高							
完成工事高		73,090		69,728		176,621	
開発事業等売上高		812		520		2,405	
売上高計		73,902	100	70,249	100	179,026	100
売上原価							
完成工事原価		67,066		64,680		160,790	
開発事業等売上原価		949		478		2,598	
売上原価計		68,015	92.0	65,158	92.8	163,389	91.3
売上総利益							
完成工事総利益		6,024		5,048		15,830	
開発事業等総利益				42			
開発事業等総損失		136				193	
売上総利益計		5,887	8.0	5,091	7.2	15,637	8.7
販売費及び一般管理費		4,357	5.9	4,295	6.1	8,737	4.9
営業利益		1,529	2.1	795	1.1	6,899	3.8
営業外収益							
受取利息		22		25		65	
為替差益		83				54	
その他		59		43		94	
営業外収益計		165	0.2	68	0.1	215	0.1
営業外費用							
支払利息		569		509		1,227	
その他	1	462		473		1,047	
営業外費用計		1,031	1.4	982	1.4	2,274	1.2
経常利益		663	0.9			4,840	2.7
経常損失				117	0.2		
特別利益		11	0.0	149	0.2	46	0.0
特別損失	2	3,951	5.3	8,863	12.6	13,599	7.5
税引前中間(当期)純損失		3,276	4.4	8,831	12.6	8,713	4.8
法人税、住民税 及び事業税		183	0.3	149	0.2	373	0.3
法人税等調整額				98	0.1	2,321	1.3
中間(当期)純損失		3,459	4.7	9,079	12.9	6,766	3.8
前期繰越損失		19,077		25,843		19,077	
中間(当期)未処理損失		22,536		34,923		25,843	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日	前事業年度 (自 平成16年4月1日
--	-------------------------	-------------------------	-----------------------

	至 平成16年 9月30日)	至 平成17年 9月30日)	至 平成17年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式</p> <p>移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 販売用不動産 個別法による原価法 未成工事支出金 個別法による原価法 開発事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 販売用不動産 同左 未成工事支出金 同左 開発事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 販売用不動産 同左 未成工事支出金 同左 開発事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用している。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当中間会計期間末に至る1年間の完成工事高に対し、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた方法によっている。	同左	同左
5 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>完成工事高の計上基準 完成工事高の計上は、工事完成基準によっているが、請負契約高が3億円以上、且つ工期が12ヶ月を超える工事については工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によった完成工事高は、52,982百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等 3年間で均等償却して</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準 同左</p> <p>工事進行基準によった完成工事高は、50,439百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等 同左</p> <p>社債発行費 3年間で均等償却して</p> <p>なお、当中間会計期間において転換社債型新株予約権付社債の権利行使による株式への転換が全て行われたため、全額償却して</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>完成工事高の計上基準 同左</p> <p>工事進行基準によった完成工事高は、112,275百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等 同左</p> <p>社債発行費 3年間で均等償却して</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより税引前中間純損失は8,343百万円増加している。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>1 「開発事業等支出金」(当中間会計期間末 8百万円)は、総資産の100分の 1以下となったため、当中間会計期間末は流動資産の「未成工事支出金」に含めて表示している。</p> <p>2 「長期未収入金」(当中間会計期間末6,715百万円)は、総資産の100分の 5以下となったため、当中間会計期間末は「投資その他の資産」に含めて表示している。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「土地」(当中間会計期間末4,624百万円)は、総資産の100分の 5以下となったため、当中間会計期間末は有形固定資産の「その他」に含めて表示している。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)																																																																																		
<p>1 7 有形固定資産の減価償却累計額は、10,884百万円である。</p> <p>2 担保資産 (イ) 下記の資産は、短期借入金19,620百万円の担保に供している。</p> <table> <tr> <td>1 現金預金 (別段預金)</td> <td>5,236百万円</td> </tr> <tr> <td>2 受取手形</td> <td>5,963</td> </tr> <tr> <td>3 販売用不動産</td> <td>4,884</td> </tr> <tr> <td>6 土地</td> <td>8,820</td> </tr> <tr> <td>7 有形固定資産 の「その他」</td> <td>8,048</td> </tr> <tr> <td>8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)</td> <td>4,046</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36,999</td> </tr> </table> <p>上記の資産のうち、受取手形4,100百万円は、(株)オフィスネットワークの借入金4,100百万円の担保に併せて供している。</p> <p>(ロ) 下記の資産は、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用として差入れている。</p> <table> <tr> <td>8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)</td> <td>597百万円</td> </tr> </table> <p>3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金、手形債務及び手付金等に対して、次のとおり保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>(株)E &amp; C S (手形・買掛金債務)</td> <td>1,781百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)タカラレーベン (手付金)</td> <td>832</td> </tr> <tr> <td>(株)アーバンコーポ レーション(手付金)</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>その他4社</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,154</td> </tr> </table>	1 現金預金 (別段預金)	5,236百万円	2 受取手形	5,963	3 販売用不動産	4,884	6 土地	8,820	7 有形固定資産 の「その他」	8,048	8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)	4,046	計	36,999	8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)	597百万円	(株)E & C S (手形・買掛金債務)	1,781百万円	(株)タカラレーベン (手付金)	832	(株)アーバンコーポ レーション(手付金)	277	従業員(住宅ローン)	167	その他4社	95	合計	3,154	<p>1 7 有形固定資産の減価償却累計額は、9,523百万円である。</p> <p>2 担保資産 (イ) 下記の資産は、長期借入金1,346百万円及び短期借入金10,993百万円の担保に供している。</p> <table> <tr> <td>1 現金預金 (別段預金)</td> <td>2,836百万円</td> </tr> <tr> <td>2 受取手形</td> <td>7,363</td> </tr> <tr> <td>3 販売用不動産</td> <td>1,980</td> </tr> <tr> <td>7 有形固定資産 の「その他」</td> <td>7,007</td> </tr> <tr> <td>8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)</td> <td>2,022</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21,209</td> </tr> </table> <p>上記の資産のうち、受取手形3,900百万円は、(株)オフィスネットワークの借入金3,900百万円の担保に併せて供している。</p> <p>(ロ) 下記の資産は、ファクタリング契約等に対する保証金又はその代用として差入れている。</p> <table> <tr> <td>8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)</td> <td>278百万円</td> </tr> </table> <p>3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金、手形債務及び手付金等に対して、次のとおり保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>(株)E &amp; C S (手形・買掛金債務)</td> <td>2,133百万円</td> </tr> <tr> <td>TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>その他2社</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,604</td> </tr> </table>	1 現金預金 (別段預金)	2,836百万円	2 受取手形	7,363	3 販売用不動産	1,980	7 有形固定資産 の「その他」	7,007	8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)	2,022	計	21,209	8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)	278百万円	(株)E & C S (手形・買掛金債務)	2,133百万円	TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	274	従業員(住宅ローン)	136	その他2社	60	合計	2,604	<p>1 7 有形固定資産の減価償却累計額は、9,620百万円である。</p> <p>2 担保資産 (イ) 下記の資産は、長期借入金1,346百万円及び短期借入金9,136百万円の担保に供している。</p> <table> <tr> <td>1 現金預金 (別段預金)</td> <td>1,564百万円</td> </tr> <tr> <td>2 受取手形</td> <td>8,634</td> </tr> <tr> <td>3 販売用不動産</td> <td>2,065</td> </tr> <tr> <td>4 未収入金</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>6 土地</td> <td>8,596</td> </tr> <tr> <td>7 有形固定資産 の「その他」</td> <td>3,087</td> </tr> <tr> <td>8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)</td> <td>2,172</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26,158</td> </tr> </table> <p>上記の資産のうち、受取手形4,000百万円は、(株)オフィスネットワークの借入金4,000百万円の担保に併せて供している。</p> <p>(ロ) 下記の資産は、ファクタリング契約等に対する保証金又はその代用として差入れている。</p> <table> <tr> <td>8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)</td> <td>272百万円</td> </tr> </table> <p>3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金、手形債務及び手付金等に対して、次のとおり保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>(株)E &amp; C S (手形・買掛金債務)</td> <td>2,333百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)タカラレーベン (手付金)</td> <td>1,039</td> </tr> <tr> <td>TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>その他4社</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,862</td> </tr> </table>	1 現金預金 (別段預金)	1,564百万円	2 受取手形	8,634	3 販売用不動産	2,065	4 未収入金	38	6 土地	8,596	7 有形固定資産 の「その他」	3,087	8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)	2,172	計	26,158	8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)	272百万円	(株)E & C S (手形・買掛金債務)	2,333百万円	(株)タカラレーベン (手付金)	1,039	TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	226	従業員(住宅ローン)	152	その他4社	110	合計	3,862
1 現金預金 (別段預金)	5,236百万円																																																																																			
2 受取手形	5,963																																																																																			
3 販売用不動産	4,884																																																																																			
6 土地	8,820																																																																																			
7 有形固定資産 の「その他」	8,048																																																																																			
8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)	4,046																																																																																			
計	36,999																																																																																			
8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)	597百万円																																																																																			
(株)E & C S (手形・買掛金債務)	1,781百万円																																																																																			
(株)タカラレーベン (手付金)	832																																																																																			
(株)アーバンコーポ レーション(手付金)	277																																																																																			
従業員(住宅ローン)	167																																																																																			
その他4社	95																																																																																			
合計	3,154																																																																																			
1 現金預金 (別段預金)	2,836百万円																																																																																			
2 受取手形	7,363																																																																																			
3 販売用不動産	1,980																																																																																			
7 有形固定資産 の「その他」	7,007																																																																																			
8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)	2,022																																																																																			
計	21,209																																																																																			
8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)	278百万円																																																																																			
(株)E & C S (手形・買掛金債務)	2,133百万円																																																																																			
TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	274																																																																																			
従業員(住宅ローン)	136																																																																																			
その他2社	60																																																																																			
合計	2,604																																																																																			
1 現金預金 (別段預金)	1,564百万円																																																																																			
2 受取手形	8,634																																																																																			
3 販売用不動産	2,065																																																																																			
4 未収入金	38																																																																																			
6 土地	8,596																																																																																			
7 有形固定資産 の「その他」	3,087																																																																																			
8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券他)	2,172																																																																																			
計	26,158																																																																																			
8 投資その他の 資産の「その他」 (投資有価証券)	272百万円																																																																																			
(株)E & C S (手形・買掛金債務)	2,333百万円																																																																																			
(株)タカラレーベン (手付金)	1,039																																																																																			
TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	226																																																																																			
従業員(住宅ローン)	152																																																																																			
その他4社	110																																																																																			
合計	3,862																																																																																			

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>4 3、6、7 所有目的の変更により、従来販売用不動産に計上していた支店社屋791百万円を、有形固定資産の土地486百万円、その他(建物)305百万円へ振替えている。</p>	<p>4</p>	<p>4 3、6、7 所有目的の変更により、従来販売用不動産に計上していた支店社屋791百万円を、有形固定資産の土地486百万円、その他(建物)305百万円へ振替えている。</p>
<p>5 5 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、その差額を流動資産の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>5 同左</p>	<p>5</p>
<p>6 会社の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について          当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。          平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。          当社の保証債務は、上記のとおり4,543百万円を限度とするものであり、この保証債務は履行等によりすでに消滅しているため、蛇の目ミシン工業(株)の当社に対する請求は理由がないものと確信している。          今後は、訴訟の中で当社の正当性が証明されるものと考えており、当社の損益に与える影響はないものと思われる。          なお、判決期日は平成16年12月20日の予定である。</p>	<p>6 会社の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について          当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。          平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。          平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。          平成17年5月25日に口頭弁論を終結したものの、裁判所の強い勧告により同年7月11日に和解期日が開かれ判決期日が延期された。          和解手続は、蛇の目ミシン工業(株)が698百万円、当社が350百万円の和解額を提示し、現在、交渉中である。</p>	<p>6 会社の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について          当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。          平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。          平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。          当社の保証債務は、上記のとおり4,543百万円を限度とするものであり、この保証債務は履行等によりすでに消滅しているため、平成16年12月20日の東京地方裁判所の判決のとおり、蛇の目ミシン工業(株)の当社に対する請求は理由がないものと確信している。          今後も、訴訟の中で当社の正当性が証明されるものと考えており、当社の損益に与える影響はないものと思われる。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																		
<p>1</p>	<p>1 1 営業外費用の「その他」のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>退職給付会計基準 変更時差異償却額 299百万円</p>	<p>1</p>																		
<p>2 2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>貸倒引当金繰入額 1,666百万円 販売用不動産評価損 1,204</p>	<p>2 2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>減損損失 8,343百万円</p>	<p>2 2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>絵画売却損 5,460百万円 販売用不動産評価損 4,274</p>																		
<p>3 当社の完成工事高は、通常の営業形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、事業年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。</p> <p>当中間会計期間末に至る一年間の完成工事高は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">前事業年度 下半期</td> <td style="text-align: right;">125,028百万円</td> </tr> <tr> <td>当中間会計期間</td> <td style="text-align: right;">73,090</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">198,118</td> </tr> </table>	前事業年度 下半期	125,028百万円	当中間会計期間	73,090	計	198,118	<p>3 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">前事業年度 下半期</td> <td style="text-align: right;">103,530百万円</td> </tr> <tr> <td>当中間会計期間</td> <td style="text-align: right;">69,728</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">173,259</td> </tr> </table>	前事業年度 下半期	103,530百万円	当中間会計期間	69,728	計	173,259	<p>3</p>						
前事業年度 下半期	125,028百万円																			
当中間会計期間	73,090																			
計	198,118																			
前事業年度 下半期	103,530百万円																			
当中間会計期間	69,728																			
計	173,259																			
<p>4 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">209百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">212</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">422</td> </tr> </table>	有形固定資産	209百万円	無形固定資産	212	計	422	<p>4 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">336</td> </tr> </table>	有形固定資産	141百万円	無形固定資産	195	計	336	<p>4 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">366百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">421</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">788</td> </tr> </table>	有形固定資産	366百万円	無形固定資産	421	計	788
有形固定資産	209百万円																			
無形固定資産	212																			
計	422																			
有形固定資産	141百万円																			
無形固定資産	195																			
計	336																			
有形固定資産	366百万円																			
無形固定資産	421																			
計	788																			
<p>5</p>	<p>5 減損損失</p> <p>当社は、当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">用途</th> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 25%;">場所</th> <th style="width: 25%;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>土地等</td> <td>東京都他</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地等</td> <td>山梨県他</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。</p>	用途	種類	場所	件数	賃貸用資産	土地等	東京都他	6件	遊休資産	土地等	山梨県他	3件	<p>5</p>						
用途	種類	場所	件数																	
賃貸用資産	土地等	東京都他	6件																	
遊休資産	土地等	山梨県他	3件																	

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>賃貸用資産及び遊休資産の地価の下落等により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,343百万円)として特別損失に含めて計上した。その内訳は、賃貸用資産7,332百万円(建物225百万円、土地6,281百万円、無形固定資産825百万円)、遊休資産1,010百万円(建物100百万円、土地910百万円)である。</p> <p>なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を差引いて算定している。</p>	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																																				
<p>1 借手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">138</td> <td style="text-align: center;">71</td> <td style="text-align: center;">67</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">164</td> <td style="text-align: center;">89</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">39</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">75</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p> <p>2 貸手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	車両運搬具	138	71	67	工具器具・備品	25	18	7	合計	164	89	75	1年内	35百万円	1年超	39	計	75	支払リース料	20百万円	減価償却費相当額	20	1年内	0百万円	1年超	0	計	0	<p>1 借手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">151</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">184</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">79</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">79</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 貸手側</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	車両運搬具	151	92	59	工具器具・備品	33	13	19	合計	184	105	79	1年内	35百万円	1年超	43	計	79	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	22	<p>1 借手側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">64</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">170</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 貸手側</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	車両運搬具	140	75	64	工具器具・備品	29	21	8	合計	170	97	72	1年内	34百万円	1年超	38	計	72	支払リース料	38百万円	減価償却費相当額	38
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																																																			
車両運搬具	138	71	67																																																																																			
工具器具・備品	25	18	7																																																																																			
合計	164	89	75																																																																																			
1年内	35百万円																																																																																					
1年超	39																																																																																					
計	75																																																																																					
支払リース料	20百万円																																																																																					
減価償却費相当額	20																																																																																					
1年内	0百万円																																																																																					
1年超	0																																																																																					
計	0																																																																																					
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																																																			
車両運搬具	151	92	59																																																																																			
工具器具・備品	33	13	19																																																																																			
合計	184	105	79																																																																																			
1年内	35百万円																																																																																					
1年超	43																																																																																					
計	79																																																																																					
支払リース料	22百万円																																																																																					
減価償却費相当額	22																																																																																					
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																																			
車両運搬具	140	75	64																																																																																			
工具器具・備品	29	21	8																																																																																			
合計	170	97	72																																																																																			
1年内	34百万円																																																																																					
1年超	38																																																																																					
計	72																																																																																					
支払リース料	38百万円																																																																																					
減価償却費相当額	38																																																																																					

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>すべて転貸リース取引に係るものである。なお、借手側の残高は同一であり、上記の借手側の注記 未経過リース料中間期末残高相当額に含まれている。</p>	<p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>	

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
当社は、平成16年11月15日開催の取締役会において、(株)熊谷組との「包括的業務提携協定書」の合意解約に関する覚書に調印することを決議し、同日調印した。	当社は、平成17年11月22日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。その概要は次のとおりである。 (1)発行総額 35,000百万円 (2)発行価額 額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。 (3)利率(%) 本社債には利息を付さない。 (4)払込期日 平成17年12月8日 (5)償還の方法及び期限 本社債は、平成19年12月7日にその総額を償還する。 当社は、平成19年11月7日までに当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社	

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	債権者」という。)に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株	

式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本社債権者に対し10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、残存本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。本社債権者は、当該権利を行使するために、当該償還期日の10銀行営業日前までに、所定の償還請求書に償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、当該本新株予約権付社債券を添えて下記記載の償還金支払場所に預託しなければならない。

償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）  
飛鳥建設株式会社管理本部管理部

(6)本新株予約権の内容

本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計350個の本新株予約権を発行する。

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記 2.記載の転換価額(ただし、下記 または によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整	

数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本新株予約権の行使請求期間  
 本社債権者は、平成17年12月9日から平成19年12月6日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求することができる。

本新株予約権の行使に際して  
 払込をなすべき額

1. 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初203円とする。

本新株予約権の行使に際して  
 払込をなすべき額の算定理由  
 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成17年11月15日から平成17年11月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とした。

転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第2及び第4金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日(当日を含む。)までの5連続取引日(本項において「取引日」は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。))が算

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(平均値は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、</p>	

修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が平成17年12月8日に先立つ5連続取引日の毎日のVWAPの平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が平成17年12月8日に先立つ5連続取引日の毎日のVWAPの平均値の200%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株</p>	

式の交付を請求できる権利（新株予約権を含む。）を付与された証券（新株予約権付社債を含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

(7)担保

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(8)担保提供制限等

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>の払込があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。</p> <p>(9)資金の用途 発行済優先株式の普通株式への転換による株式希薄化を抑制するための原資及び事業資金に充当する予定である。</p> <p>(10)募集の方法 第三者割当の方法により、UBS AG London Branchに全額を割当てる。</p>	<p>1 平成17年5月20日付で新株予約権付社債（第1回無担保転換社債</p>

型新株予約権付社債) 500百万円の  
転換権の行使があり、同日付で、  
発行済株式総数が4,288千株増加  
するとともに、資本金が253百万  
円増加、資本剰余金(資本準備  
金)が246百万円増加している。

2 平成17年6月15日付で新株予約  
権付社債(第1回無担保転換社債  
型新株予約権付社債)1,000百万  
円の転換権の行使があり、同日付  
で、発行済株式総数が10,214千株  
増加するとともに、資本金が500  
百万円増加、資本剰余金(資本準  
備金)が499百万円増加してい  
る。

(2) 【その他】

特記すべき事項なし。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間において、関東財務局長に提出した証券取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、次のとおりである。

- |   |                     |  |                             |               |
|---|---------------------|--|-----------------------------|---------------|
| 1 | 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第62期)                                 | 自 平成16年4月1日<br>至 平成17年3月31日 | 平成17年6月30日提出  |
| 2 | 臨時報告書               | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書) |                             | 平成17年9月21日提出  |
| 3 | 有価証券届出書<br>及びその添付書類 | (転換社債型新株予約権付社債の募集)                             |                             | 平成17年11月22日提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月8日

飛島建設株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大庭 四志次

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

飛島建設株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大庭	四志次
----------------	-------	----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規
----------------	-------	----	----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸田	靖
----------------	-------	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年11月22日開催の取締役会において第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月8日

飛島建設株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大庭	四志次
指定社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社の平成16年9月30日現在の財務状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

飛島建設株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大庭	四志次
----------------	-------	----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規
----------------	-------	----	----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸田	靖
----------------	-------	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社の平成17年9月30日現在の財務状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年11月22日開催の取締役会において第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。